



事務連絡
令和3年8月24日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和3年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の解説動画公開のご連絡について（情報提供）
【その2】

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、標記事業に係る「手引き」や過年度の報告書等につきましては、「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業（令和2年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」について（情報提供）【その1】（令和3年6月23日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）において、当該事業の実施主体（株）日本総合研究所のHPに掲載の旨お知らせいたしましたが、今般、これらの解説動画（YouTube）が当該ホームページに掲載されました。

各自治体におかれましては、内容をご確認の上、管内の居宅介護支援事業者や介護支援専門員、関係団体、関係機関に周知いただくとともに、これらの解説動画等を積極的に活用し、管内の居宅介護支援事業者等の方々と研修会や事例検討会を実施するなど、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を一層進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後、当該事業に係る進捗等につきましては、随時お知らせしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○ 「適切なケアマネジメント手法」（再生リスト）

<https://youtube.com/playlist?list=PLN9FPW9wROUGcJJ1YPCX6Dmv9Z4NUQa32>

○ 1章 適切なケアマネジメント手法って何だろう？

<https://www.youtube.com/watch?v=Y5ExbRb2v5w>

- 「適切なケアマネジメント手法」を作成した背景やねらい、手法を活用することで期待される効果について解説します。

○ 2章 適切なケアマネジメント手法の基本的な考え方

<https://www.youtube.com/watch?v=aKXcg4VIMRs>

- 「適切なケアマネジメント手法」の特徴と活用の考え方、手法の構成について解説します。さらに、手法として整理された各項目の意図についても解説します。

○ 3章 適切なケアマネジメント手法をどう取り入れる？

https://www.youtube.com/watch?v=_7Dw01FBao8

- ケアマネジメント実践における「適切なケアマネジメント手法」の取り入れ方を解説します。また、自治体や地域の他職種と協働での活用場面もご紹介します。

○ 4章 基本ケアの理解を深める

<https://www.youtube.com/watch?v=DWd4S2Ss2KU>

- 生活の基盤を整えるための基礎的な視点である「基本ケア」について、基本的な考え方と各項目の内容について解説します。
- 概要版（項目一覧）とその詳細（本編）は、（株）日本総合研究所 HP 内に掲載しています。

○ 5章 疾患別ケアの理解を深める

- それぞれの疾患を持つ方へのケア、疾患の予防のためのケアについて、基本的な考え方と各項目の内容について解説します。
- 概要版（項目一覧）とその詳細（本編）は、（株）日本総合研究所 HP 内に掲載しています。

① 脳血管疾患

<https://www.youtube.com/watch?v=ciu43-LBM7o>

② 大腿骨頸部骨折

<https://www.youtube.com/watch?v=yXLdPEidX1M>

③ 心疾患

<https://www.youtube.com/watch?v=qVsRsTTAu5w>

④ 認知症

<https://www.youtube.com/watch?v=TwjbXa-X03E>

⑤ 誤嚥性肺炎の予防

<https://www.youtube.com/watch?v=Uqw1DmzdzWY>

○ 6章 適切なケアマネジメント手法の活用方法

<https://www.youtube.com/watch?v=RhoPD8zOEg>

- これまでの取り組み実績も踏まえ「適切なケアマネジメント手法」の実践的な導入・活用場面、活用の段取りや準備など具体的な方法の例を解説します。

※ 参考

- 「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業（令和2年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」について（情報提供）【その1】（令和3年6月23日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課）

【担当】

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課 人材研修係

電話：03-5253-1111（内線 3936）

FAX：03-3503-7894

e-mail：shinkou-jinzai@mhlw.go.jp